

山口FPの

事業承継

A to Z



ファイナンシャル・プランナー
山口 大介

山口大介、58歳。証券会社に勤務後、ファイナンシャル・プランナーとして独立。経営者のクライアントも多く、相続・事業承継のコンサルティングを行うことも多い。

従業員持ち株会のメリットは？

株式を移転させ、相続財産を減らす

こんにちは、山口大介です。まだまだ寒い日が続きますね。前号までは、自社株の評価額を下げる方法を中心にご紹介しました。こうした株価対策の他に、従業員持ち株会（一般的には民法上の組合）を作って株式を移転させることも、自社株式の承継に当たって、検討に値する1つの選択です。従業員持ち株制度は、会社の株式を従業員に保有してもらう制度。従業員（会員）は「持ち分」という形で株式を保有することになります。

経営者にとって、自社株を持ち株会に移転させるメリットは、①株式の持ち分が減り相続財産を減らすことができる、②株式の社外流出を防ぎ、安定株主の確保が図れる、③従業員の福利厚生につながる、などが挙げられます。経営者が全株式の3分の2以上を保有していれば単独で特別決議を行うことができますから、その範囲内で株数を移転させるのが適切でしょう。持ち株会へ移転する際の株式の評価は、通常「配当還元方式」が適用されます。

一方、従業員にとってのメリットは、①株主として配当金を受け取れる、②経営参加意識の高まりによる意欲の向上などが挙げられます。会員は給与や賞与から天引きで持ち株会から株式を購入するのが一般的。持ち株会への参加意欲を高めるためには、継続して配当金を出し続けること、配

当金の支払い基準を明確にしておくこと、経営成績の積極的な開示などがポイントとなるでしょう。

設立時に考えたい会の継続性

経営者、従業員ともにメリットが期待できる従業員持ち株会ですが、設立に当たって注意したいのが会の継続性です。せっかく持ち株会を作っても、いつの間にか有名無実化し、会員にも見離され、果ては当局から否認されるケースもあります。そうならないよう、民法上の組合として重要な事項を規約として制定し、独立した運営を行うことが欠かせません。特に注意したい重要な事項として、入会時の株式取得価額や従業員が退職したときなどの取扱いが挙げられます。退職時には持ち株会を退会する、その際の持ち分の買取規定などを規約で定めておくことなどが大切です（取引相場がなく第三者への売却が難しい非上場会社の株式の場合、退会時には取得価額で持ち株会が買い取るのが一般的です）。

また、持ち株会の設立時に、もう1つ検討したいのが株式の種類。少数株主の権利として、1株以上で株主代表訴訟提起権の行使が可能となります。安定経営の観点からすれば、持ち株会が保有する株式を「配当優先無議決権株式」や「議決権制限株式」にすることなども検討課題です。

M

■ 従業員持ち株会を利用した自社株移転のイメージ

【移転前】

自社株式＝①現在の経営者の持ち分

【移転後】

自社株式＝①経営者の持ち分

②従業員持ち株会の持ち分

■ 持ち株会のメリット

経営者のメリット	従業員のメリット
<ul style="list-style-type: none"> ● 移転で相続財産を減らせる ● 自社株の社外流出を防げる ● 従業員への福利厚生の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 配当金の受け取り ● 経営参加意識の向上